中「のうち信用取引」の下に「（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）」を加え、「上記未収収益からは」を「未収収益から」に、「上記信用取引資産」を「信用取引資産」に改め、同表（注5）中「控除する」を「除く」に改め、同表（注6）中「以下同じ」を「（注7）において同じ」に改め、「証券金融会社」の下に「（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）」を、「、商品取引所」の下に「（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。）」を、「除く」の下に「ことができる」を加え、同表（注10）中「第百四十三条第一項第二号及び第百四十五条第四号」を「第百四十三条第一項第一号又は第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号」に、「商品取引所法第二百十条の規定による信託に係るものを除く」を「商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものに係るものを除くことができる」に改め、同項第四号中「の上欄」及び「の下欄」を削り、同項第五号中「の上欄」を削り、「及び同表の中欄に掲げる」を「及び」に、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、同条第三項第二号中「の上欄」を削り、「取引先の区分に応じ、中欄に掲げる経過日数」を「取引の区分及び経過日数の区分」に改め、「の下欄」を削り、同項第三号中「の上欄」及び「の下欄」を削り、同号の表中「指定格付」を「適格格付」に改め、同表（注3）中「上記取引先」を「取引先」に改め、同表（注5）中「金融商品取引清算機関」を「清算機関等」に、「金融機関等のうち指定格付を付与された者」を「適格格付を付与された金融機関等」に改め、同条第四項中「の上欄」を削り、「の中欄の期間」を「に掲げる原契約期間」に改め、「の下欄」を削り、「規定する」を「定める」に改め、同項の表中「全て」を「すべて」に改め、同条第五項中「（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）」を削り、「第四項に規定する」を「前項の規定により」に、「の算出」を「を算出する場合」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第六項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同条第七項中「金利等のスワップ取引」を「金利スワップ取引」に、「、通貨先物取引、同一の通貨間の金利のスワップ取引」を「及び通貨先物取引並びに同一の通貨間の金利スワップ取引」に改め、同条第八項中「指定格付」を「適格格付」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条の見出しを「（基礎的リスク相当額の算出）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「販売費・一般管理費」を「販売費、一般管理費」に改め、同項を第一項とし、同条第三項中「前項に規定する」を削り、同項を第二項とし、同条第四項第一号ロ中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項を第三項とし、同条第五項中「基礎的リスク相当額の算出において」を「基礎的リスク相当額は」に改め、同項を第四項とし、同条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

第二十条中「第十二条の」を「第十一条第一項の規定による」に改め、同条を第十八条とする。

○金融庁告示第百二十七号

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）第一条第十八号及び第十九号の規定に基づき、適格格付業者及び適格格付を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件において使用する用語の例による。

（適格格付業者）

第二条　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第一条第十八号の規定に基づき、適格格付業者として金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。

（適格格付）

第三条　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第一条第十九号の規定に基づき、適格格付として金融庁長官が別に定める格付は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分第三条第一号の表の信用リスク区分1―1、1―2及び1―3並びに同条第五号の表の信用リスク区分5―1、5―2及び5―3に定める格付とする。

○金融庁告示第百二十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　算式及び範囲（第二条―第四条）
第三章　自己資本（第五条）
第四章　控除資産の額（第六条）
第五章　市場リスク相当額
　第一節　総則（第七条）
　第二節　標準的方式（第八条―第十三条）
　第三節　内部管理モデル方式（第十四条―第十八条）
第六章　取引先リスク相当額（第十九条）
第七章　基礎的リスク相当額（第二十条）
第八章　雑則（第二十一条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　市場リスク相当額　第五章の規定に基づき算出した額をいう。

二　取引先リスク相当額　第六章の規定に基づき算出した額をいう。

三　基礎的リスク相当額　第七章の規定に基づき算出した額をいう。

四　金融機関等　次に掲げるものをいう。

イ　金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）

ロ　イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

ハ　国内の金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）

ニ　ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ホ　銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）